

「地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援のあり方等に関する検討会」
運営要領

平成 29 年 2 月 27 日

1. 座長は、消費者庁長官の指名に基づき決定し、検討会の進行を務める。
2. 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。
3. 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
4. 検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. 検討会の撮影及び中継は不可とする（報道関係者が、会議の冒頭等において全体の風景を撮影する場合を除く）。
6. 検討会での配布資料は原則として各回終了後消費者庁ウェブサイトにて公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合には、配布資料の全部又は一部を公開しないことができる。
7. 各回終了後、議事要旨を作成し、これを消費者庁ウェブサイトにて公表するものとする。
8. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。
9. 検討会の庶務は、消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。